

火災保険の長期契約をご契約のお客さまへ

「長期保険保険料年払特約」「自動継続特約(地震保険用)」付帯契約における
 保険料振替月 および 払込期日・払込猶予期限 変更のご案内

(注) 変更に伴い、新たに保険料請求・補償内容の変更が発生するものではありません。

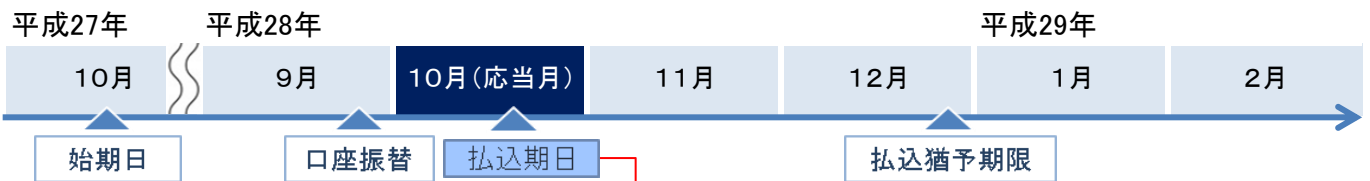
平成27年10月の約款変更にて、長期年払および地震自動継続の払込期日が変更となっております。
 また、この変更に伴い振替月と払込猶予期限についても変更しておりますので、下記のとおりご案内申し上げます。

(例) 応当月(※1)が10月の場合の変更

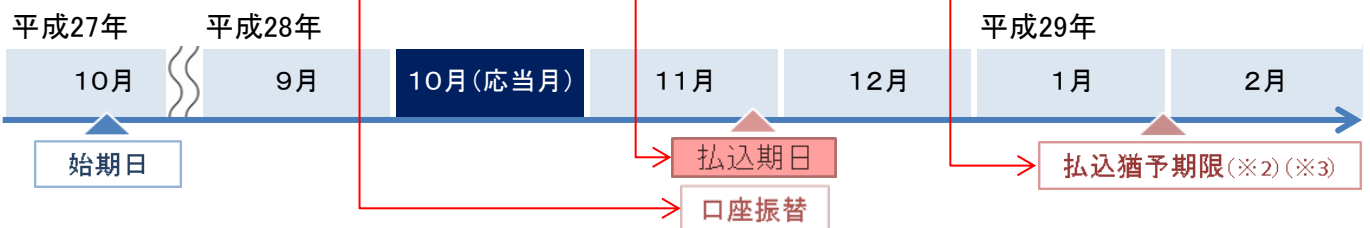
(※1) 応当月(日)とは、保険始期日に対応する翌年以降の毎年の同じ月(日)をいいます。

これまででは、払込期日は応当日でしたが、変更後は、応当月翌月(所定の振替日)となりました。
 また、保険料振替月は応当月前月(所定の振替日)でしたが、変更後は、応当月の翌月(所定の振替日)となりました。

■ 変更前 (応当日)



■ 変更後 (応当月の翌月)



(※2) 払込猶予期限までにお払込みが無い場合、保険契約は解除または失効となりますのでご注意ください。
 (※3) “保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合”は、払込猶予期限が払込期日の翌々月末になります。

以上

- ・ 保険契約期間の途中で変更適用となる契約のお客さまへは、平成28年8月にご案内文書を発送しております。
- ・ 地震保険料控除制度は、その年の1月1日から12月31日までにお払込みいただいた保険料の一定額を課税所得から控除することができます。
 例えば、保険の始期が12月で、翌年の1月に保険料のお払込みがあった(口座からお引き落としされた)場合、お払込みがあった年が控除の対象となりますので、ご注意ください。